

平成26年10月29日

特定非営利活動法人 横断型基幹科学技術研究団体連合
総合シンポジウム企業等展示規定

企画・事業委員長 鈴木久敏

第5回総合シンポジウムの展示に関し、暫定的に以下の規則を定める。

1. 企業等展示趣旨

- 1) 特定非営利活動法人 横断型基幹科学技術研究団体連合（以下、横幹連合）の活動趣旨に合った展示をシンポジウムの会期中に行うことができる。
- 2) 本展示は、基本的に非営利であり、会場設営費、光熱費、管理費等の実費は展示者が負担する。

2. 展示の種類

- 1) 横幹連合の活動趣旨にあった展示等。
- 2) 機器の試用およびデモンストレーション等設備を必要とする展示。
- 3) その他会員に有益と思われる内容

3. 展示費用について

通例の会員学会等の事例などを踏まえ、1.2)の実費を以下のように定める。

- 1) 比較的単純な展示等 50,000円（2日以下の会期中）
- 2) デモンストレーションおよび機器の試用等を含む展示 80,000円（2日以下の会期中）

4. 会場提供等

- 1) 展示希望等がある場合は、実行委員会が横幹連合の展示趣旨にあっているか審査し、展示の可否を決める。
- 2) 実行委員会は、許可した展示については展示会場を用意する。また関連の電気設備等の増強等にも可能な範囲で対応する。

5. 展示者の義務

- 1) 実行委員会が会議の進行妨害や参加者への迷惑行為があったと認定し、展示の中止を指示したときはこれに従う。
- 2) 会場の設備、備品等を損傷した場合は、展示者は原状復帰を含む損害を補償する。
- 3) 不測の事態（地震などを含む）が生じた際には、実行委員会の指示に従う。

6. その他

詳細については実行委員会と当該展示者が協議して決める。

以上